時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

明治廿七年一月廿七日 土曜日
舊曆癸巳十二月廿一日(己巳)
日出午前六時四十六分
日入午後五時二分
月出午後十一時十八分
月入午前九時五十八分
滿潮午前九時三十九分
午後九時五十八分
(西暦一千八百九十四年)
年始より 二十七日
年末まで 三百三十八日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘　○一箇月　前金五拾錢　○三箇月　前金壹圓四拾五錢　○六箇月　前金貳圓八拾五錢　○一箇年　前金五圓六拾錢　○月曜日休刊　(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

●前金●　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事を御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價●　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿ニ付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを禱ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

誕生と葬式

維新以來政治の革命と共に社會の風俗習慣にも非常の變化を催はして其動搖の波瀾今尚ほ收まらず種々の奇觀を呈して人の耳目を驚かすの事實少なからざるが如し冠婚葬祭の如き最も著しきものなれども取り敢へず誕生と葬式とに就て聊か我輩の見る所を語らんに抑も生死は人生の大事にして吉凶の兩極點に位するものなれば古來生を祝し死を弔するの二事に最も重きを置きたるは人情の自然に出でたるものにして其習慣の由來は決して一朝一夕の事に非ず即ち小兒の誕生するや神詣と唱へて家の氏神と仰ぐ所の神社に參詣し神官の手より神酒を頂戴するの例にして或は三歳の祝と云ひ七歳の祝と云ふが如き小兒に關する慶事には必ず神詣の禮を修めざるはなし之に反して不幸の場合には一切神に遠かり僧侶の手に委するの例にして葬式の事は固より申すまでもなく年忌年回の席には必ず僧侶を招きて讀經を依賴するの常なるは佛事供養の名あるにても知る可し右の如く慶事は神、凶事は佛と二樣に區別したるは如何なる原因なるや其次第は兎も角もとして一般の感情に於て誕生の祝の如き目出度くして勇ましき事は總て神に伴ひ之に反して人生に悲しむ可き葬式の如き佛に限るの習慣は旣に第二の天性を成して苟も變ず可らず例へば新年の禮にしても神酒を神棚に供へて緣喜を祝するは一般の例なれども寺の坊主が新年早々年始に來るが如きは何れの家にても嫌はざるはなし吉凶の禮に神佛を異にするは千百年來の習慣にして曾て之を疑はざりしものが維新の始めに國學者の流が一時勢力を逞ふして祭政一致など云ふ奇說を唱へ佛法を擯斥すると同時に從來宗教には緣もなき神道をして宗旨の形を成さしめんとて無益の發生を試みたる其盡力は實際に無益にして目的は達せざりしかども之が爲めに千百年來の習慣を動かし人生の大事なる葬祭の事までも無茶苦茶にして人情の自然に反する奇怪の新例を見るに至らしめたる如き實に言語道斷と云はざるを得ず維新以來世間の葬式に神葬式と稱するものあり其有樣を見るに神官が衣冠を着して宣詞を讀み神酒神饌を供する等、全く神を祭るの式に異ならず是れは尙は可なれども旣に神祭とあれば酒を飮み肉を食ふも禁ずる所に非ずとて來弔の人々に酒肴を饗するは勿論、或は死者の棺前に一大饗宴を開て飮食談笑、恰も婚姻の席の如く不幸を弔ふものか又は之を祝するものか傍人の目には見分け難き程のときさへもなきに非ずと云ふ驚き入りたる次第なりと云ふ可し抑も學者の眼を以て見れば葬式の如き如何なる體裁にても差支なく死後の靈魂が高天原に留るも又は極樂淨土に往生するも敢て關する所に非ざれども凡俗の情に於ては決して然らず後生の安心は今日の處世にも大切にして即ち下等社會に宗敎の欠く可らざる所以なるに人生に最も悲しむ可き不幸を恰も御祭りの如くに心得、吉凶の禮を混用して憚る所なきが如きは實に宗敎上の安心を妨ぐるものにして微妙に觀察するときは其影響容易ならざるものある可し經世家たるもの大に注意す可き所ならずや此邊の意味に關しては我輩に於ても大に說なきに非ざれども其論は姑く他日に讓り取り敢へず人生の大禮に吉凶の區別なく殊更らに千百年來の習慣に背き自然の感情に反するが如き不體裁は何とかして止むる工夫なきや敢て世の經世家に望む所なり

官報

○宮內省告示第一號

今般

天皇

富山第十二國立銀行
第三十三回實際報告
廿六年下半季期末決算ノ各項ヲ報告スルコ左ノ如シ

負債義務ニ屬スルモノ

五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一八二、〇〇〇、〇〇〇
一四〇、九二一、六四五
九八八、四八三、六四九
二九二、九四三、四四六
[illegible]

資産權利ニ屬スルモノ

七八五、三四二、五三〇
一、五六一、三四九、四八七
[illegible]

二十七年一月
富山第十二國立銀行
頭取 中田清兵衛
支配人 淺野清三郎

本米穀取引所仲買人廣告
農商務省ノ認可ヲ得本月五日ヨリ仲買營業仕候
多少御注文奉願候也
二十七年一月
本米穀取引所仲買人
嶋茂七 ㊇ 鳥井福太郎
口多榮七 ㋑ 堺伊十郎
住伊吉 ㋚ 佐藤量三郎
山伊太郎 ㊂ 田上精太郎
子清八 コ 黒田德平
田黒甚八 ㊉ 田瀬嘉市
位仙藏 ㊎ 長崎休倍
村源八 コ 松岡惣太郎
市長次郎 〆 園田林八
補 [illegible] 西繁五郎
井上清次郎

大阪電燈株式會社
第拾回 明治廿六年後半季
貸借對照表
資産
一 諸機械 電線線及架設器具 電燈室外電導線 內線室內取付器具 倉庫品現在高 地所 家屋 使用器具 器品買入元金其他未決算高 他方電燈 實品代價未收金 電氣代料及器具損料未收金 保證金 消耗品現在高 現在金高
合計
負債
株金拂込高 準備積立金 借入金 機械買渡內金入高 預り金 未拂金 銀行ヨリ當座借越金 前半季利益繰越金 當半季利益金
合計
財產目錄
一 諸機械 … 一 架空電線 … 一 室內取付器具 … 一 倉庫品現在高 … 一 家屋 … 一 事務所 … 一 器品買入元金其他未決算高 … 一 長崎電燈株式百參拾七株 … 一 實品代價未收金 … 一 電氣代料及器具損料未收金 … 一 福上電燈保證金 … 一 消耗品現在高 … 一 現在金高
合計
右之通相違無之候也
明治廿七年一月十九日
大阪電燈
右精査候處相違無之候也
監査役

濱松米穀取引所ニ役員認可相成候間此段公告候
明治二十七年一月廿二日
株式會社濱松米穀取引所
理事長 理事 理事 監査役 監査役

寄付所
出張所